

平成 22 年 7 月 6 日

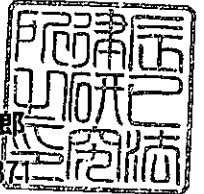
「平成 23 年新司法試験の実施日程等」に関する意見書

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 4-3-6

株式会社辰巳法律研究所

取締役 副所長 牧野 光太郎

TEL03-3360-3371



意見 1

民事系科目の問題数を 2 問から 3 問に変更する点については賛成である。

従来の民事系大大問は、1つの事例を複数の観点から検討・分析するという総合的能力を問うために工夫された出題形式であったが、実際には複数の分野の問題を寄せ集めたような出題となっており、わざわざ大大問として一括りにして出題する必要性はない。また受験生によって再現された答案をチェックすると、前半部分の解答に多くの時間を費やし後半部分の問いに十分答えていない答案も多く（いわゆる途中答案）、後半の個別分野における重要な制度に関する論述が十分になされていない。このような現状に鑑みれば、民事系大大問を廃止した上で問題数を 2 問から 3 問へ変更し、それぞれの時間の中で各個別分野に関する基本的理解を問うとすることには賛成である。

意見 2

上記 1 にともない、必須科目の試験時間を問題毎に 2 時間とすることにも賛成するが、下記の点への配慮・検討が必要である。

- (1) 2 時間で解ける問題量であることを事前に検証すべきこと
- (2) 成績においても「公法系」「民事系」「刑事系」という括りだけではなく、各問題ごとの成績も発表すべきこと。

(1) について

必須科目の試験時間を各問題ごとに 2 時間とするためには、各問題につき 2 時間で書けるとの事前検証が必要である。特に本年度の刑事系第 2 問、昨年度の刑事系第 1 問は、到底 2 時間で書ける分量ではないことは、多くの受験生の指摘するところである。本年度の刑事系の出題に対しては、多くの受験生が第 1 問目を早めに仕上げた上で第 2 問目に比較的多くの時間をかけるという方法で対応している。しかし今回示されたように実施日程を変更すればこのような「時間の駆け引き」とでもいうような臨機応変な対応をとることができなくなる。この点への配慮が欠けると、試験直前期にはいかに早く問題

文を理解するのか、いかに早く書くかというようなテクニック習得に走る受験生が多くなることが予想される。このような事態を招かないためにも、出題する問題量については慎重に検討することが重要である。

(2) について

必須科目の試験を各問題ごとに実施するのであれば、個人に通知される成績についても、従来の「公法系」「民事系」「刑事系」の点数に加え、各問題ごとの点数も発表すべきである。

この点については、従来からも要望が多かった点ではあるが、今回の実施日程案においては「系別」より「問題毎」の色彩が強くなり、また受験生が自己の客観的实力を検証するためにも是非とも必要な情報である。「系別」における合計点を発表する以上、それを構成する各問題ごとの成績を発表することには何ら問題が無いはずである。各問題ごとの点数発表は、今回の実施日程の変更にともない是非とも実施してもらいたい点である。

以上